

会 議 録

会議の名称	令和3年度 白岡市国民健康保険運営協議会（第1回）
開催日	令和3年8月11日（水）
開催時間	午後1時30分 開会 ・ 午後2時30分 閉会
開催場所	白岡市役所4階 特別大会議室
議長の氏名	佐々木 操
出席者の氏名・ 出席者数	<p>【委員】</p> <p>(1号) 宇治田 忠昭 木村 敏博 豊川 利江 (2号) 北村 秀和 高井 徹 (3号) 佐々木 操 松本 利明 青木 淳一 矢島 静江 (4号) 佐藤 誠</p> <p style="text-align: right;">10名</p> <p>【市長】</p> <p>藤井 栄一郎</p>
欠席者の氏名・ 欠席者数	<p>(1号) 稲垣 操 (2号) 牧野 博司 渡邊 昇子 (3号) (4号) 山岸 功一 廣瀬 実</p> <p style="text-align: right;">5名</p>
出席職員の氏名 (事務局)	<p><司会></p> <p>健康福祉部長 神田 信行</p> <p><説明員></p> <p>保険年金課 課長 岡田 丈二 保険年金課国民健康保険担当主幹 田口 明雄 保険年金課国民健康保険担当主査 山岸 小依 保険年金課国民健康保険担当主査 田林 清香 税務課徴収管理担当主査 水野 慶之助</p>
会議次第	<p>1 開 会 2 挨拶 3 議 事</p> <p>(1) 令和2年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について (2) その他（報告事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和3年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について ・ 国民健康保険データヘルス計画の中間評価について ・ 国民健康保険税について

	4 閉 会
会議資料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和2年度白岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（案） 資料1 ・ 令和3年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案） に関する説明書 資料2 ・ 第2期白岡市国民健康保険データヘルス計画中間評価報告書（概要版） 資料3 ・ 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う条例減免取扱要領 資料4
議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
司会（部長）	<p>本日は、委員の皆様におかれましては、御多忙中のところ御出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それでは、定刻となりましたので、ただ今より、白岡市国民健康保険運営協議会を始めさせていただきます。</p> <p>はじめに、藤井市長から御挨拶を申し上げます。</p>
市長	（挨拶）
司会（部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、佐々木会長から御挨拶をいただきたいと存じます。</p>
会長	（挨拶）
司会（部長）	<p>ありがとうございました。</p> <p>なお、市長でございますが、大変申し訳ございませんが、公務のため、ここで退席させていただきますので、御了承を賜りますようお願いいたします。</p> <p>続きまして、事務局職員を紹介させていただきます。</p> <p>（職員紹介・挨拶）</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議でございますが、現在の出席委員の数は、10名でございます。定足数に達しておりますので、会議が成立いたしますことを御報告いたします。</p> <p>それでは、次第の「3議事」に移ります。</p> <p>なお、本日の会議資料は、事前に郵送させていただきました「次第」、</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>「資料1・2」、「委員名簿」に加えまして、「資料3・4」を本日お手元に置かせていただいております。</p> <p>それでは、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p> <p>なお、議事の進行につきましては、白岡市国民健康保険に関する規則第4条第1項の規定により「会長がその議長となる。」とされておりますので、佐々木会長に議長をお願いいたします。</p> <p>それでは、佐々木会長よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>はじめに、会議録作成のため、会議内容を録音することにつきまして、御了解をいただきたいと存じます。</p> <p>また、本日の会議は新型コロナウイルス対策の一環として、着座のまま説明・質疑をお願いするとともに、できうる限り短時間といたしたいので、御協力をお願いします。</p> <p>それでは、次第に従いまして、進行いたします。</p> <p>はじめに、諮問事項でございます「（1）令和2年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について」の件を議題といたします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、議案の「令和2年度白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について」御説明いたします。お手元の資料1を御覧ください。</p> <p>資料の1ページから4ページまでが、「令和2年度白岡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書（案）」でございます。</p> <p>こちらは、8月26日開会の白岡市議会9月定例会に提出する予定の議案内容と同じものでございます。</p> <p>それでは、資料1の4ページをお開き願います。</p> <p>決算額につきましては、歳入総額は、48億8,709万728円で、前年度と比べますと5.7%の減、歳出総額は、44億3,598万4,797円で、前年度と比べますと6.1%の減となったものでございます。</p> <p>そして、歳入歳出差引額は、4億5,110万5,931円となりまして、前年度（4億5,984万1,592円）と比べますと1.9%の減となっております、この額を令和3年度へ繰り越すものでございます。</p> <p>恐れ入りますが、大きくとびまして、資料の15ページをお開きください。</p> <p>白岡市内の国民健康保険に御加入の方の状況を説明させていただきます。</p>

す。

1の一般状況でございますが、一番上の表の上から2行目が被保険者数の総数となっております。総数は9,860人でございます。令和元年度に比べて212人減少しておりますが、その減少しました内訳を御説明いたします。

2の経理状況のすぐ上の『被保険者増減内訳』を御覧ください。

上段の『本年度中増』が令和2年度中に増加した内訳でございます。左から白岡市への転入により当市の国民健康保険に加入された方が342人、隣の「社保離脱」は、社会保険加入の方が、退職等により社会保険を脱退して国民健康保険に加入された方で1,405人、その他の事由を含めた合計が右端の1,842人となっております。

一方、下段が減少した内訳でございます。左から白岡市からの転出により当市の国民健康保険を脱退された方が291人、隣の「社保加入」は、会社等の社会保険に加入されたために、国民健康保険を脱退された方でございます。1,114人、3つ右にいきまして「後期高齢者加入」は、75歳の年齢到達等によりまして、436人が後期高齢者医療に移行したものでございます。その他の事由を含めた合計が2,054人となっております。

結果として、脱退の方が上回ったため212人減少となりまして、被保険者数の総数が9,860人となったものでございます。

今後は、いわゆる団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）の方々が全員75歳になる2025年までには、後期高齢者医療被保険者数が国民健康保険被保険者数を上回る見込みでございます。急激な高齢化の進展によりまして、今後も国民健康保険の被保険者数は減少傾向が続くと見込んでおります。

それでは、令和2年度の『国民健康保険税』につきまして、御説明をさせていただきますので、資料の7ページ、8ページにお戻りください。

7ページの一番左の欄を御覧ください。

国民健康保険税は3本立てで構成されております。

上から 1 医療給付費分の現年課税分、

その下が 2 後期高齢者支援金分の現年課税分

その下が 3 介護納付金分の現年課税分でございます。

その下の4.5.6はそれぞれの滞納繰越分でございます。

右側の8ページを御覧いただきますと、こちらはそれぞれの税の調定額（賦課額）、収入済額、不納欠損額、収入未済額、徴収率を昨年度（令和元年度）と比較してお示ししております。

一番上が一般被保険者の医療給付費分の現年課税分の状況でございます。

すが、令和2年度と令和元年度の比較をいたしますと、調定額及び収入済額は減額となっており、徴収率につきましては、前年度から0.5ポイントの増加でございました。

その下の表の後期高齢者支援金分、その下の介護納付金分につきましては、御覧のとおりでございますが、徴収率はいずれも増加となっております。

例年、出納整理期間である4月及び5月に滞納対策を行うこととしておりますが、新型コロナウイルスによる影響から、対策を控えていた前年度に対し、今年度は平年並みの滞納対策を行えたことが、徴収率増加の主な要因と考えられるものです。

国民健康保険税全体では、収入済額が9億7,077万4,614円となりまして、歳入全体の19.9%となっております。

国民健康保険税の徴収につきまして、白岡市では、税務課が所管しており、納税相談及び滞納整理を実施し、税収の確保に努めております。

また、税務課内に設置されております「白岡市納税等コールセンター」による国民健康保険税の滞納者や分納誓約不履行者などへの電話催告をしております。

次に、医療費の状況につきまして、御説明いたしますので、恐れ入りますが、21ページを御覧ください。

こちらは参考資料でございますが、上から2つ目の表の「一人当たり療養諸費費用額の推移」を御覧ください。

療養諸費費用額というのは、「診療、薬剤、食事療養費」や「はり、きゅう」などの療養費の合計でございます。

平成30年度、令和元年度、2年度の3か年の推移がございしますが、合計を見ていただきますと、平成30年度及び令和2年度は減少しております。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により全国的に減少したものでございます。

新型コロナウイルス感染症による減少はあったものの、全国的な傾向といたしましては、医療の高度化や新薬の開発などによって良い医療を受けられることと、平均寿命の延伸や被保険者（数）の高齢化（減少）によりまして一人当たり医療費は増加していくと考えられます。

市では、今後も、健康寿命の延伸とともに医療費の適正化を図るため、保健事業、特に特定健康診査・特定保健指導に力を注いでまいります。

当市の保健事業等につきまして、資料の19ページへお戻りください。

5の「データヘルス計画に基づく保健事業の状況」にございまして、令和2年度におきましても、医療費通知、ジェネリック利用差額通

知などをはじめ、各種事業を実施したものでございます。

特に特定健康診査等につきましては、受診率の向上に努めているところでございますが、特定健康診査と特定保健指導の受診率につきましては、令和3年7月29日現在の状況で特定健康診査の受診率が37.5%、特定保健指導の実施率が10.0%となっており、県平均は、それぞれ35.2%、10.6%でございまして、特定健康診査の受診率は県平均を上回ったものの、特定保健指導の実施率は僅かに下回りました。

令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響が災いしたこともあり、本市のデータヘルス計画の中で掲げている令和2年度の特定健康診査受診率目標48%及び特定保健指導の実施率目標35%に届かなかったことから、今後も受診率等の向上のため受診勧奨を続けてまいります。

最後になりますが、令和2年度決算につきましては、歳入においては、「国民健康保険税」の適正な賦課及び徴収を図るとともに、都道府県化に伴う「国・県からの公費」についても法定負担額を適切に確保いたしました。

また、歳出においては、医療に対する「保険給付」を確実に行うとともに、県に対する「国保事業費納付金」の支払い等を的確かつ滞りなく行いました。

また、疾病の早期発見と重症化予防により医療費の削減に繋げられるよう、保健事業を実施し、各種事業に取り組みました。

その結果、歳入歳出差引額は、4億5,110万5,931円となったものです。

以上で、決算に関する説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員

1つ質問とコメントがありますが、今、説明のあった決算について、2ページから4ページが所謂サマリー（要旨）であって、5ページ目以降が収入と支出の内訳となっています。収入のうち国民健康保険税の収入のみは現年医療分その他、調定額と実績の比較で細かく記載されていますが、他の収入の項目や支出の項目については、当該年度の内訳の記載のみとなっていて、最終の21ページと19ページに若干のトレンド（傾向）が記載されている程度となっています。

質問の要旨ですが、決算書の様式、記載方法などについて、法律など

事務局

で定められているものか、それとも白岡市が過去からの試行錯誤等で付け足し、削除、変更などを行ってきた結果として出来上がった報告様式なのかを伺います。

決算の様式につきまして、記載方法の法定上の決まりごとはありません（地方自治法施行規則に大枠となる基準様式は示されています。）。

諸税に関しては国民健康保険税だけでなく、税務課をはじめとして、それぞれ同じ表現で作成させていただいております。

保険年金課（国民健康保険）における収入の主なものは国民健康保険税と県からの支出金となっております。平成30年度の都道府県化以降、医療給付費に係る負担に対しては県からの支出金で賄うこととなっております。自主財源として次に大きいものが20%程度のウェイトを占めている国民健康保険税となりますことから、細かくお示ししているところとなっております。

委員

分かりました。次にコメントについてですが、決算の作成において、当該年度の内訳のみの記載や金額の羅列だけでは、内容が分かりにくく決算等に対する評価、判断をし辛くなっています。自身は昨年も委員であったことから、今年の資料と昨年の資料を比較することで内容の傾向などを理解できましたが、一般的には、比較の対象がない限り、決算の数値が良いのか悪いのか、又は改善の余地があるのかないのかなどを判断できかねるものと思われます。これに対し民間の決算を見るとホームページで確認できますが、前年実績に対して今年度分がどのようなであったかなど、きめ細かく記載されています。これにより、計画に沿った運営が出来たのか、又は改善する余地があるのかなどを実績の比較により行えるとともに、問題点などを浮き彫りにすることができます。市の決算書は数字だけの並びのため、作成方法について改革・改善の余地があるのではないかと考えています。

最近良く耳にしますが、医療費が今後伸びていくという話と被保険者数の減少により、国民健康保険税の収入は減少が見込まれ、極めてタイトな予算となっていくことは明らかとなっております。このような状況下では昨年来、個別に申し上げたところでもありますが、収入のうち、収納率でなく、不納欠損額に主眼を置いた作成を行うことなども効果が高いのではないかと考えられます。収納率自体は年度を跨いだ納付の遅れなどもあり、そこまで意味のあるものではないが、収納できないことが確定する不納欠損額は、比較検討の価値が高く、こういったものを捉えてトレンドとして記載することが良いと思います。また、国民健康保険事業の運営に対する国庫支出金（公費）の割合は50%とされています

	<p>が、これに対する実績がどれ位であったかなどを簡便法でも構わないので達成できているかいないかなどの分析を行って記載するのが決算報告書ではないかと考えています。こういった点から市の決算報告書には改善の余地があると思われまますので、色々と試行錯誤して改善していただければありがたいと思います。</p>
課長	<p>貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>運営協議会用の決算の資料につきましては、いただいた御意見を基にして検討させていただき、トレンドなども分かりやすく御理解いただけるように作成させていただきたいと思ひます。</p>
議長（会長）	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委員	<p>いくつか質問があります。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響についてですが、これによる国民健康保険税の猶予や免除の実績はどれ位でしたか。</p>
事務局	<p>令和2年度の新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免の件数ですが、合計で8,948,100円の減免を行っています。また、世帯数ですが51世帯に対し減免を行っています。</p>
委員	<p>今の金額については猶予という形でしょうか。それとも免除という形でしょうか。</p>
事務局	<p>猶予ではなく、減額又は全額免除になっています。</p>
委員	<p>特定健康診査の関係について、データヘルス計画の3年目ということですが、令和2年度の特定健康診査の受診者数2,541人で受診率は30.6%ということですが、この数値は昨年度と比較して上がっているのか、また、他市町村と比較して平均的に高いのか低いのかお伺いします。</p>
事務局	<p>特定健康診査の受診率につきましては、19ページに対象者及び受診者が記載してございます。平成30年度から令和元年度に掛けて受診率は上がってきておりますが、令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により下がっております。</p> <p>特定健康診査の表中、右側の法定報告受診率とその左側の受診率については数字が異なっておりますが、受診率については、特定健康診査の</p>

	<p>みを集計しておりまして、法定報告受診率につきましては、全国的な集計上の数値でございまして、特定健康診査以外にも特定健康診査になぞらえるような人間ドックの結果や事業主健診の結果などを組み込ませて計算ができるものとなっています。全国的な順位の比較などはこの法定報告受診率により行われることとなっています。当市の平成30年度の法定報告受診率は40.6%でしたが、令和元年度は43.8%となりまして、この率は県内63市町村中23位という結果でございまして、県内でも受診率は向上してきている状況でございました。</p> <p>なお、令和2年度の法定報告受診率につきましては、結果が分かるのが12月頃でございます。新型コロナウイルス感染症の影響により、全国的に受診率は下がっておりますが、当市の受診率も下がっておりますので、結果を待っている状況でございます。</p>
委員	<p>色々受診勧奨などの働きかけを実施していると思います。19ページに受診勧奨の取り組みが書いてありまして、受診勧奨通知やショートメッセージサービスなどを活用したとのことですが、他の市町村にはないような取り組みを行ったことから、先ほど御説明のように受診率が向上したという理解でよいでしょうか。</p>
事務局	<p>そのように思っております。受診率向上のために業者委託を行っており、ノウハウを教えていただきながら、受診率を効果的に上げられるよう勧奨方法を実施しておりまして、タイプ別に勧奨方法の変更を行ったり、若者に向けてショートメッセージサービスを発信したりするなど勧奨方法の工夫を行っておりまして、これらにより向上が図れてきたものと考えています。</p>
委員	<p>引き続きこういった取り組みを続けていただきたいと思います。</p>
議長（会長）	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>これより「令和2年度 白岡市国民健康保険特別会計決算（案）について」の件を採決いたします。本案について、原案のとおり適当と認め、答申することに御異議ございませんか。</p> <p>（「異議なし」の声）</p> <p>御異議なしと認めます。</p> <p>よって本件は、原案どおり適当と認め、答申することに決しました。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>次に、「(2) その他」の議題に入らせていただきます。</p> <p>「令和3年度 白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）について」事務局から説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは、「令和3年度白岡市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）」につきまして、御説明を申し上げます。資料2の2ページを御覧ください。</p> <p>今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ2億9,489万5千円を追加し、予算総額をそれぞれ48億3,512万3千円とするものでございます。</p> <p>はじめに、歳出について説明させていただきますので、3ページの下段を御覧ください。</p> <p>3款 国民健康保険事業費納付金につきましては、国保事業の広域化（都道府県化）に伴い、主体となる埼玉県が各市町村に療養費等を交付するための費用に充てるため、白岡市に割り当てられた負担金となります。</p> <p>補正内容については今年度の納付金額が確定し、予算額に対する増減がありましたことから、差額について補正を行っております。</p> <p>次に、4ページをお開き願います。</p> <p>7款 基金積立金につきましては、国民健康保険財政調整基金に積立をするものとなります。</p> <p>積立の内容でございますが、令和2年度に当該基金からの取り崩しを行った額と同額（34,866千円）の積み戻しなどを行うものでございます。</p> <p>今後、国民健康保険財政はより厳しくなることが予想されますので、将来に渡って被保険者への国民健康保険税等の負担を抑えるためにも基金は重要な資源であり、できる限り維持できるよう努めてまいります。</p> <p>次に、9款 諸支出金につきましては、国民健康保険税に過誤の徴収があった場合の被保険者への還付金や国や県からいただいた補助金等に剰余金が生じた場合の返還金等でございます。</p> <p>今般の補正ですが、療養費等の保険給付費として令和2年度に埼玉県から交付された交付金に対しまして、剰余金が生じたことから、返還金等について補正を行うこととしております。</p> <p>10款 予備費につきましては、不測の事態に備えるため、繰越金の一部を計上させていただくものでございます。</p> <p>次に、歳入について御説明させていただきます。</p> <p>資料の3ページにお戻り願います。</p>

<p>議長（会長）</p>	<p>5款 繰入金につきましては、この後説明させていただきます前年度繰越金が措置されることで、歳入の不足が解消されることから、不足分を賄うために計上しておりました国民健康保険財政調整基金を減額するものでございます。</p> <p>6款 繰越金につきましては、令和2年度の決算により繰越金額が4億5,110万5,931円となりましたので、当初予算で見込んだ繰越金との差額（4億4,110万5千円）を増額するものでございます。</p> <p>事務局からの説明は以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>続いて、2点目の「国民健康保険データヘルス計画の中間評価について」事務局からの説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>白岡市国民健康保険データヘルス計画中間評価について、御説明させていただきます。</p> <p>まず、データヘルス計画は、国民健康保険被保険者の健康増進及び疾病予防、健康寿命の延伸のため、レセプトデータや健診データを活用し、地域の特性に応じた効果的な保健事業を実施することを目的に作られており、特定健診の受診率の向上や、医療費の適正化を目標に掲げております。</p> <p>第2期データヘルス計画の期間は、平成30年度から令和5年度の6年間です。</p> <p>令和2年度は策定から3年目の中間にあたり、中間評価を行っております。</p> <p>本日は概要版にて、ご報告いたします。</p> <p>資料3の1ページを御覧ください。</p> <p>下半分の表には、主な評価指標の推移をまとめてあります。</p> <p>生命表の部分ですが、平均寿命、65歳以上健康寿命とも延伸しています。また、その下の医療の欄ですが、一人当たり医療費は増加しており県平均よりも高い状況となっています。</p> <p>2ページを御覧ください。</p> <p>「4 個別保健事業の評価と事業の方向性」では、データヘルス計画の目標ごとの指標の目標値と実績値、評価、事業の方向性を記載しています。</p>

データヘルス計画の優先順位1の目標であります「特定健診・特定保健指導の受診率向上」については、特定健康診査の受診率は、対象者への勧奨等により年々向上が見られていますが、R5年度目標値である60%（国の目標値と同じ）にはまだ乖離があります。事業の方向性として、未受診者対策、勧奨の工夫などを行っていきます。

3ページを御覧ください。

(2)のデータヘルス計画の優先順位2の目標「生活習慣病の重症化予防」については、人工透析患者の割合と、内臓脂肪症候群・予備軍、いわゆるメタボリックシンドローム該当者の割合を指標とし評価しています。

糖尿病は悪化するとあらゆる合併症を引き起こし、人工透析に至ると本人の心身への負担も大きく、高額な医療費がかかります。そのため、県と共同で糖尿病性腎症重症化予防対策事業を展開しており、人工透析患者の割合は大きな増加がない状況です。

内臓脂肪症候群・予備群の割合については、第2期データヘルス計画策定時点では、目標値を具体的に示していませんでしたが、経過を県内の市町村平均と比べて評価できるよう見直し、新たに、目標値として「増加率が市町村平均以下」とあげました。

(3)のデータヘルス計画の優先順位3の目標「健康意識・医療費への関心の向上」については、ジェネリック医薬品数量シェアの割合を指標とし、目標値は国が掲げている80%です。この評価、事業の方向性としましては、ジェネリック医薬品使用による効果額はR2年1月時点で約850,000円となっており、医療費の適正化に寄与できることから、更に目標値に近づけるよう啓発等を行っていきます。

最後に、この計画は、令和5年度に目的・目標の達成状況の最終評価を行い、第3期データヘルス計画を策定する予定です。

今後とも、被保険者の皆さまの健康維持のため、特定健康診査の推進、受診率向上に向けて、また、医療費の適正化に向けて御協力くださいますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、データヘルス計画中間評価についての説明とさせていただきます。

議長（会長）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員

本日いただいた資料3について質問をさせていただきます。

1ページ目の3に表がありまして、一番上に生命表がありますが、65歳以上の健康寿命これは平均値だと思いますが、男性は17.73年

事務局	<p>が健康でいられる年数ですので、82.7歳、これに対し、平均寿命は80.86歳となっています。両者に差があることから、平均寿命と65歳以上健康寿命を並べると混乱するため、この間に65歳の平均余命の年齢を入れると、健康寿命等との関係がよりクリアに分かりやすくなるのではないかと思われますがいかがでしょうか。</p> <p>平均寿命は0歳児の平均余命を平均寿命としておりますが、65歳以上健康寿命は介護度2に該当するまでの間になります。このため、平均的に男性の場合であれば、82.7歳までは健康でいられますが、それ以降は介護度2という介護が必要となる重い状態になることが想定されています。</p>
委員	<p>65歳からの平均余命をここに記載した場合、おそらく84から85歳という年齢になるのではないかと推測されるが、これを記載することにより、健康寿命との比較により、病気や介護が必要となる年数が見えてくることから、よりクリアな比較ができるのではないかと思われます。</p> <p>平均寿命との比較には馴染まないかもしれませんが、平均余命の追加を検討されてはいかがでしょうか。</p>
議長（会長）	<p>ありがとうございました。事務局においては検討をお願いします。他に何か質疑はございますか。</p>
委員	<p>1ページ目の評価指標の中の一人当たり医療費についてですが、この金額は令和2年度の金額でよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>ベースライン①は平成28年度における実績額で中間評価②は令和元年度における実績額となっています。</p>
委員	<p>分かりました。</p> <p>一人当たり医療費は増加となっておりますが、増加した要因というのはどのようなことが考えられるのでしょうか。</p>
事務局	<p>先ほど説明した内容とも重複しますが、医療費の高度化等に伴い1回当りの治療費自体が高くなっています。また、国民健康保険の被保険者が高齢化しておりまして、年齢が高くなると医療費も比例して高くなりますことから、これらの要因により一人当たり医療費が増加しているものと考えています。</p>

議長（会長）

他に質疑はありませんか。

それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

続いて、3点目の「国民健康保険税について」事務局からの説明を求めます。

事務局

それでは、「国民健康保険税について」でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る国民健康保険税の減免等について御説明を申し上げますので、本日お配りいたしました資料4を御覧ください。

国民健康保険税の減免については、白岡市国民健康保険税条例において定められておりますが、減免基準などの詳細を資料4のとおり「白岡市国民健康保険税条例における新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯に係る条例減免取扱要領」として策定いたしました。

減免の対象となる世帯や減免額は、1ページの「第2」のとおりでございます。収入の減少が見込まれるなどの対象となる世帯の国民健康保険税の一部又は全部を減免するものでございます。

具体的には、「世帯主が新型コロナウイルス感染症の影響により死亡又は重篤な傷病を負った世帯」、又は「世帯主の事業収入等の減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること、前年の合計所得が1,000万円以下であること、減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の合計所得が400万円以下であること」、これら全てに該当する世帯が対象となります。また、減免割合につきましては、3ページの「別表1」のとおりでございます。前年の合計所得金額等によって決定されるものであります。

国民健康保険税の減免につきましては、対象となる被保険者等からの申請が必要となりますので、先月、市が発送した令和3年度国民健康保険税納税通知書にチラシを同封するなど、制度の周知を行い、納税通知書の到達後から申請受付を行っているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免につきましては、昨年度から実施しておりましたが、昨年度と比較して異なる点といたしましては、令和2年度が減免総額の全額が国からの特別調整交付金等で補填されたのに対しまして、今年度は、国からの補填が減少し、県からの交付金が交付される予定ではございますが、最大で減免総額の10分の6程度の市の財政負担が生じる見込みがあることでござい

	<p>ます。この、市負担分の財源については、令和2年度からの繰越金などの自主財源で対応して参りたいと考えております。</p> <p>以上簡単ではございますが、「国民健康保険税について」の説明とさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
議長（会長）	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>質疑はありませんか。</p>
委員	<p>前年度には減免の要綱はなかったのですか。</p>
事務局	<p>前年度もこの要綱は作成しておりました。</p> <p>条例に減免規定はありますが、どういう場合にどれくらいの金額を減額するというような具体的な定めがありませんでしたので、前年度に対象等を細かく定めまして作成を行っております。</p>
委員	<p>去年に要綱があったのであれば、なぜ今年度も新たに要綱を制定する必要があったのでしょうか。</p>
事務局	<p>昨年度の要綱は令和2年度分の国民健康保険税を減免するものとして定めておりました。令和3年度になりまして、新型コロナウイルス感染症の状況から令和3年度分につきましても再度、減免を行う必要があるものと認められたことから、改めて令和3年度分の減免要綱を定めるところでございます。</p>
委員	<p>令和3年度分を改めて作成する必要があったということですね。</p>
事務局	<p>去年の段階では、新型コロナウイルス感染症の影響がいつまで続くか分かりませんでしたので、減免要綱も令和2年度分のみとなっており、御指摘のとおり作成に至ったものでございます。</p>
議長（会長）	<p>他に質疑はありませんか。</p> <p>それでは、質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。</p> <p>ただいまの「その他」の事項については報告事項でございますので、委員の皆様には御理解くださるよう、よろしく申し上げます。</p>

<p>司会（部長）</p>	<p>これ以外で何かございますか。</p> <p>それでは、特にないようですので以上で本日の議事は終了とさせていただきます。委員の皆様のご協力によりまして、議事を無事終了することができました。御協力に感謝を申し上げます、議長の役を降ろさせていただきます。どうもありがとうございました。</p> <p>佐々木会長ありがとうございました。</p> <p>また、皆様には、慎重に御審議をいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>これをもちまして、白岡市国民健康保険運営協議会の会議を閉会といたします。本日は、長時間にわたりお疲れ様でした。</p>
---------------	--

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 9 月 3 日

（議長（委員長・会長）その他これに準ずる者の署名）

会 長

佐々木 稜